

令和4年度の

補助金などの 受け付けが始まります！

条件や予算枠があります。また、原則設置・購入前の申し込みが必要ですので、必ず事前に説明を受けてください。 ※指定のないものは4月1日(金)から受け付け

対 対象 額 補助額 申 申し込み

耐震

個人・法人 木造住宅無料耐震診断

対 現在居住していて、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅



個人・法人 耐震シェルター整備費補助

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅
額 20万円を限度に、耐震シェルターの購入、運搬、整備費などの2分の1の額

個人・法人 木造住宅耐震改修費補助

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅
額 100万円を限度に、耐震改修工事費に80%を乗じて得た額

個人・法人

非木造住宅耐震診断・耐震改修費補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅(一戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅)
※補助額は種別により異なるため、詳しくは問い合わせてください。

個人・法人 木造住宅段階的耐震改修費補助

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅
額 一段目は60万円、二段目は40万円を限度に、耐震改修工事費に80%を乗じて得た額



個人・法人 ブロック塀等撤去費補助

対 道路や公園などに面する、高さが1m以上のコンクリートブロックなどの塀や門柱を全て取り壊す工事 ※道路などと敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路などからの高さが1m以上で、敷地地盤面からの高さが60cmを超えるもののみ
額 10万円を限度に、撤去に要する費用と撤去するブロック塀などの長さ1mあたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1の額
※事前調査が必要。詳しくは問い合わせください。

個人・法人 木造住宅除却費補助

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅
額 20万円を限度に、解体、運搬、処分費に23%を乗じて得た額

町内会など

コミュニティ集会施設耐震診断費補助

対 昭和56年5月31日以前に着工され、広く地域住民が使用可能な施設(ただし、耐震改修工事を行っていないこと)
額 木造5万円、木造以外120万円を限度に、耐震診断に要する費用の2分の1の額

申 いずれも建築指導課(☎85-6328)へ

防犯

町内会など

1 防犯カメラ設置費補助

- 対** 区、町内会、自治会が設置する防犯カメラの費用(本体、設置工事、調整、看板、申請書の添付書類の資料作成)
※維持や管理に要する費用、地代と占用料、操作指導料、ダミーカメラは不可



- 額** 設置費用の2分の1(1000円未満切り捨て)で、交付を受けた年度以降3年度以内で、50万円を上限 ※1団体につき年度内1回限り

町内会など

2 地域防犯組織支援事業補助

- 対** 区、町内会、自治会、地域内のボランティア団体、PTA、老人クラブその他の団体(定期的に防犯パトロールを実施すること)が防犯パトロール用品(ジャンパー、帽子など)を購入する費用
- 額** 世帯数に応じ、5～25万円を上限 ※1団体1回限り

個人

3 通話録音装置配付

電話による振り込め詐欺防止のため、呼び出し音が鳴る前に、発信者に対して通話内容を録音することを知らせる機能と自動通話録音機能を備えた装置を有償で配付します。



- 対** 市内在住で満65歳以上の人がある世帯
- 額** 2000円 ※1世帯1回限り

- 申** ①②は5月9日(月)～11月30日(水)に、③は令和5年2月28日(火)までに、市民安全課(☎85-6064)へ

詳しくは、市ホームページ
をご覧ください。



防災

町内会など 備蓄食料の購入費などの補助

- 対** 独自の地域防災マニュアルを作成し、これに基づいた防災体制などが整備され、防災訓練を計画・実施している区、町内会、自治会、自主防災組織などの①地域防災マニュアルに基づく物品の購入に要する経費として、備蓄食料及び保存水(3年以上保存可能なもの)、毛布、簡易トイレ、簡易ベッド、簡易エアーマット、寝袋、ボディタオル、歯磨きシート、液体歯磨き、カイロ、カセットコンロ、カセットボンベ、ランタン、給水用ポリ容器、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計、非接触型温度計、使い捨てグローブ、フェイスシールドの購入費②地域防災マニュアルの印刷に要する経費として、用紙、印刷請負に要した費用
- 額** 費用の2分の1(100円未満切り捨て)で5万円を上限 ※1団体につき、3年度内1回限り
- 申** 11月30日(水)までに、市民安全課(☎85-6072)へ

交通安全

個人 1 自転車用ヘルメット購入費補助

- 対** 次の①～③の全てを満たすもの①市内に住所を有する、令和4年度中に7歳から18歳に達する児童生徒など(平成16年4月2日～平成28年4月1日に生まれた人)、市内に住所を有する、令和4年度中に65歳以上に達する高齢者(昭和33年4月1日までに生まれた人)が使用するもの②主な安全基準を満たした新品で、かつ市内の販売店で購入したもの③令和4年3月1日以降に購入したもの
- 額** ヘルメットの購入に要する費用の2分の1(10円未満切り捨て)で2000円を上限

個人 2 急発進抑制装置設置費補助

- 対** 市内に住所を有する、令和4年度中に65歳以上に達する高齢者(昭和33年4月1日までに生まれた人)で、使用する自動車に急発進抑制装置を後付けで設置する人
- 額** 購入及び設置費用の5分の4(1000円未満切り捨て)で、障害物を検知するセンサー付きの場合は3万2000円、ない場合は1万6000円を上限
- 申** ①は令和5年2月28日(火)までに、②は令和5年1月31日(火)までに、市民安全課(☎85-6053)へ ※②は登録店舗でも可

高齢者

個人

行方不明の恐れのある 高齢者のGPS端末導入費用補助

- 対** 認知症などにより行方不明の恐れのある高齢者
またはその高齢者を介護している家族
- 額** 高齢者1人当たり1万円を上限

団体

住民主体サービス補助

- 対** 訪問による生活援助や高齢者サロン、ミニデイサービスを実施する団体

個人・団体

認知症カフェ開設補助

- 対** 認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集う
認知症カフェを開設する団体か個人
- 額** 1か所当たり5万円を上限

申 いずれも地域包括ケア推進室(☎85-6187)へ

障がい

団体

障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成

- 対** 市内の障がい者が、気軽に集まり交流できる
場を継続的に提供する団体
- 額** 1団体当たり年額10万円を上限
- 申** 5月31日(火)までに、障がい福祉課(☎85-6186)へ

動物

個人

飼い主のいない猫の去勢避妊費補助

- 対** 市内に生息する飼い主のいない猫を保護して、手術を受け
させることができる市内在住の人
- 額** オス(去勢1頭)6500円、メス
(避妊1頭)1万1500円
- 申** 環境保全課(☎85-6279)へ



子ども

個人

①不妊(人工授精)治療費等助成

- 対** 人工授精に係る保険診療適用外の治療費
- 額** 一定の要件があるため、詳しくは問い合わせ
ください。

団体

②子ども会活動への補助

- 対** 幼児から中学生までの複数の会員がおり、レク
リエーションなどの集団活動を行う「地域子ど
も会育成基準」を満たす子ども会
- 申** ①は随時、②は所定の用紙(子ども政策課に用
意、または市ホームページに掲載)に記入し、
5月31日(火)〈必着〉までに、子ども政策課(☎
85-6170、☎85-6151)へ

健康

NEW!

個人

がん患者のウィッグ・ 乳房補整具購入費の助成

- 対** がん患者のウィッグ(頭皮保護ネットを含む)、
乳房補整具(乳房補整パッドまたは人工乳房
(それらを固定する下着を含む))の購入費
- 額** 購入費用の2分の1(いずれも上限2万円)

個人

禁煙外来治療費の助成

- 対** 禁煙外来に係る保険適用の治療費
(薬剤費を含む)
- 額** 自己負担額の2分の1(上限1万円)
※治療開始前に届け出が必要。
助成は令和5年3月末で終了
します。



個人・団体

骨髄提供者(ドナー)などへの助成

- 対** 日本骨髄バンクを介して骨髄や末梢血幹細胞の
提供を行ったドナーやドナーが勤務する事業所
- 額** ドナー…1日2万円、事業所…1日1万円(いずれ
も上限7日)

申 いずれも健康増進課(☎85-6164)へ

環境・ごみ

個人 地球温暖化対策機器設置費補助

対 市内の住宅(店舗などとの併用住宅を含む)に、次の地球温暖化対策機器を設置する人が、対象システム付き住宅を購入する人(個人)

額 ①燃料電池システム…1台当たり5万円②家庭用エネルギー管理システム…1台当たり1万円③定置用リチウムイオン蓄電システム…1台当たり6万円④窓断熱改修…補助対象経費の4分の1(上限6万円、新築と増改築に併せて行うものは対象外)⑤電気自動車等充給電設備…1台当たり5万円⑥太陽光発電システム…1kW当たり2万円(②③、②④、②⑤を同一年度内に設置する場合に限る。上限4kW、全量買取は対象外)

申 対象機器設置前に、環境政策課(☎85-6216)へ

個人 合併処理浄化槽の設置費補助

対 公共下水道事業計画区域外の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人

額	新設	単独・くみ取り転換	
		重点区域	その他の区域
5人槽	8万円	56万円	43万円
7人槽	11万円	79万円	62万円
10人槽	14万円	101万円	81万円

※金額は上限。単独・くみ取りからの転換時は撤去費(最大9万円)配管費(最大10万円)を加算

申 環境保全課(☎85-6217)へ

個人 生ごみ処理機購入費補助

対 県内の販売店で家庭用生ごみ処理機を購入した市内在住の人(1世帯につき1台) ※生ごみ堆肥化容器(コンポスト)、密閉バケツなども対象。脱水機、ディスポーザーは対象外

額 購入金額の2分の1(100円未満切り捨て)で2万円を上限 ※配達代金、付属品(基材など)は対象外

申 ごみ減量推進課(☎85-6222)へ

個人・法人 都市緑化推進事業補助金

対 令和4年度中に着工し、令和5年3月10日(金)までに完了報告ができる工事

申 12月28日(水)までに公園緑地課(☎85-6281)へ

町内会など ごみボックス購入費補助

対 区・町内会などがごみステーションに設置するごみボックスや巾着状ネット、設置のための整備用品の購入費、作製する場合の材料費(ただし、整備用品のみは不可)



額 購入金額の2分の1(100円未満切り捨て)で、1基あたり1万円を上限(原則1か所につき2基まで) ※清掃事業所との事前協議が必要

申 清掃事業所(☎84-3211)へ

空き家

NEW! 個人 既存住宅状況調査補助金

対 空き家を売買・賃貸借するために既存住宅状況調査(インスペクション[※])をする人

額 5万円を限度に、既存住宅状況調査費の2分の1

※住宅に精通した専門家(既存住宅状況調査技術者)が、住宅の劣化状況や不具合、改修すべき箇所などを確認し、助言を行う。売却前などに行うことで、安心して中古住宅を売買することができる。

個人

空き家付き土地の購入等に対する補助金

対 空き家付きの土地を購入し、そこに居住するか、自身の所有する空き家を解体し、新築後、そこに居住する人

額 50万円を限度に、購入費、建築費などの10分の1(子育て世帯、市外からの転入世帯、リフォームをする世帯は、一定条件のもと別途上乘せ補助あり)

申 いずれも住宅政策課(☎85-6572)へ

NEW! 個人 空き家残置物処分補助金

対 対象空き家[※]を売買・賃貸借するために残置物を処分する人

額 10万円を限度に、残置物処分費の2分の1

※空き家所有者が同意の上、市が協定団体に情報提供した空き家

個人 老朽空き家解体費補助金

対 建築後22年以上の木造または47年以上の非木造の空き家を解体する人(空き家の所有者か、空き家が建っている土地の所有者に限る)

額 20万円を限度に、解体費の3分の2

法人・団体 空き家地域貢献活用事業補助金

対 空き家を利活用して地域貢献につながる事業を実施する法人および任意団体。募集期間は5月中旬から6月末(予定)

額 100万円を限度に、改修費の額